

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第4回）議事要旨

1. 日 時：令和元年9月4日（水）10:00～12:30

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

3. 出席者：

（構成員（敬称略））

相原佳子、明石伸子、奥山眞紀子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、久保田圭祐、古賀正義、近藤直司、定本ゆきこ、鈴木みゆき、谷口仁史、福田里香、藤川大祐、門馬優、山縣文治

（ヒアリング対応府省）

困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実及びニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

田村寿浩 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（青少年支援担当）

篠崎拓也 厚生労働省人材開発統括官参事官室参事官（若年者・キャリア形成支援担当）

水田功 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

廣石孝 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐

障害等のある子供・若者の支援

水田功 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

斎藤更紗 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長補佐

山口正行 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 室長

（事務局）

福田正信大臣官房審議官、田村寿浩参事官（青少年企画・青少年支援担当）、岸田憲夫参事官（青少年環境整備担当）、谷口哲也調査官（青少年企画・青少年支援担当）

4. 概 要

古賀座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の第4回の会議を始めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

構成員の皆様におかれましては、夏休みも明けてお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局に新たに田村参事官が着任されましたので、まず、簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

田村参事官

7月9日付で文部科学省から内閣府の青少年企画・支援担当参事官に着任しました田村と申します。

以前は警察庁の少年課のほうに出向していたことがありまして、従前の会議にはそちらの立場で参画させていただいたことがありまして、今度は直接の担当になりましたので、また改めてしっかり努力していきたいと思っております。構成員の先生方には大変お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

古賀座長

よろしく願いいたします。

それでは、ここから議事に入っていききたいと思います。

今日は、御議論をたくさんしていただきたいという思いがございまして、12時半までとなっております。若干長丁場になりますが、御理解いただきたいと思っております。

第2回、第3回で子供・若者育成支援推進大綱の5つの柱の一つである「全ての子供・若者の健やかな育成」の議論を行ってまいりましたので、本日から5つの柱の2つ目に当たります「困難を有する子供・若者やその家族の支援」について、議論を行ってまいりたいと思っております。

本日は、特に「困難を有する子供・若者やその家族の支援」の中でも、また下位項目がございまして「子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実」「ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等」「障害等のある子供・若者の支援」について、大綱に掲げております施策の点検・評価を行ってまいります。

関係府省よりヒアリングを行った後に、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、構成員の間で忌憚のない御議論をお願いしたいと思っております。

いつもお願いしているところなのですが、関係府省からヒアリングを行った上で、できるだけ構成員相互の意見を多く出していきたいと思っております。もちろん御質問等はいただきますけれども、関係省庁の御回答をというよりは、ここでそこから御理解いただいて、御意見を出し合っていただくことに意義がございまして、特に今日は総合的な問題になってまいりますので、直接いろいろな現場に立たれている方々、御意見がたくさんあるかと思っておりますので、出していきたいと思っております。御理解願いたいと思っております。

それでは、ちょっと前置きが長くなりましたが、議事1から審議を行ってまいります。議事1の点検・評価項目や進行等について、まず、事務局より御説明をお願いいたします。また、関連する事項として、先般、内閣府で実施して、メディアでもたくさん取り上げ

られましたひきこもりに関する調査についても、併せて御説明をお願いしたいと思っております。

若者の職業的自立、就労等支援

子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実、ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等 について、大綱の記載や関係データ(資料1)及びひきこもりに関する調査について(資料2)事務局から説明を行い、以下のとおり議論を行った。

1) 事務局からの説明

ひきこもり調査について(資料2)

内閣府

平成30年度に内閣府が実施いたしました「生活状況に関する調査」、40歳から64歳までのひきこもりの調査の結果を御紹介いたしております。

まず、ひきこもりについてでございますが、内閣府では「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」に沿いまして、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態、これをひきこもりと考え、調査を実施いたしております。

今回の調査でございますが、平成21年度と平成27年度に、満15歳から満39歳までの方を対象にした調査におきまして、ひきこもりの長期化傾向が見られたことから、青年期以降のひきこもりを把握することで、青少年育成支援に係る諸施策の企画・立案に役立てるということを目的といたしまして実施したものでございます。

資料2枚目でございますが、こちらに記載のとおり、広義のひきこもりの方の推計数でございますけれども、40歳から64歳の広義のひきこもり群の出現率は1.45%でございます。推計数は61.3万人でございます。

15歳から39歳までの方を対象にした平成27年度の調査の結果と比較いたしますと、出現率はやや低くなっておりますが、推計数のほうは多い結果となっているところでございます。

資料の3枚目でございます。ひきこもりの状態になってからの期間でございます。

ひきこもり状態になってからの期間というのは、3年から5年の方の占める割合が21.3%と最も大きな結果となっておりますが、以前、15歳から39歳までの方を対象に調査を実施したときが、7年以上というのが最大のくりだったものですから、7年以上ということで御説明をさせていただきますが、7年以上の方の割合が5割近くを占めている結果となっております。平成27年度調査の結果より高くなっているところでござ

います。

続きまして、資料の4枚目、広義のひきこもり群の方が初めてひきこもりの状態になった年齢でございますけれども、30歳代の方の割合が若干低かったものの、全年齢層に大きな偏りなく分布している結果となっているところでございます。

最後、資料の5枚目でございますが、広義のひきこもり群の方がひきこもりの状態になったきっかけでございます。これにつきましては、多かった順に「退職したこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」「病気」「職場になじめなかったこと」など、15歳から39歳の方を対象にしたときは「不登校」などが多くなっておりましたけれども、そのときとは若干傾向が異なる結果となっているところでございます。

こうした調査結果を踏まえまして、内閣府のほうでは、本年度の「子供・若者白書」におきまして、ひきこもりは若者に特有の現象ということではなくて、どの年齢層にも見られるもので、どの年齢層からでも実に多様なきっかけでなり得るものであるという見方を示させていただいているところでございます。

2) 関係府省からの説明

子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実(資料3)

内閣府

1枚めくっていただきまして、1枚目が点検・評価シート、これから御説明させていただきます内容の骨子でございます。それから、その次のページ以降に、御参考までに資料をつけさせていただいております。

それでは、最初に「(1)大綱策定から現在までの取組」について御説明いたします。

「1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築」でございます。

私ども内閣府青少年支援担当では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者に対する支援施策を実施してきております。同法では、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が、社会生活を営む上で困難を有する子供・若者に対し、相互に連携して支援を実施すること、そのために「子ども・若者支援地域協議会」を地方公共団体が設置すること、いわば横のネットワークを構築する努力義務を規定しているところでございます。

1枚めくっていただいて、資料の1枚目のポンチ絵を御覧いただきますと、協議会の概念図になっております。

教育、福祉、保健、医療のほか、矯正、更生保護、雇用など、様々な機関が参加することとされており、そのワンストップ窓口となるのが、第2回会議で御議論いただきました、左上にあります「子ども・若者総合相談センター」ということとなります。

資料を1枚おめくりいただきまして、次のページに、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題に関する状況を記載させていただいております。この問題は深刻な状況にあるということは言うまでもございませんけれども、これに対応するためには単一の機関では非常に困難であると。様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要となっております。

なお、子ども・若者総合相談センターは、資料1枚目のポンチ絵では、困難を有する子供・若者に対するワンストップ窓口としてのみ記載をしており、自治体によっては、そのような運用をされているところもあると承知しておりますけれども、子ども・若者育成支援推進法によれば、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う拠点でありますので、必ずしも困難を有する子供・若者のみを対象とするものではなく、現にそのように運用されているセンターもあるところでございます。

資料をもう一枚めくっていただけますでしょうか。内閣府で実施しております「子ども・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」についての資料でございます。子ども・若者支援地域協議会の設置及び活用を推進するために、平成28年度から地方公共団体を対象に実施しております。

こちらは地方公共団体において、関係機関の協議会についての理解を深め、設置に向け気運を醸成し、また、課題等について検討することなどを目的に、関係職員を対象とした研修会、都道府県・基礎自治体等連絡会議、支援体制整備に係るスーパーバイズ、支援に関わる人材養成のための講習会の開催などを行うものでございます。

令和元年度の予算においては、そのための経費として3140万円余の予算を計上しております。

それから、項目の2番目「アウトリーチの充実」のこれまでの取組についてでございます。

困難を有する子供・若者に対しては、こうした関係機関等の施設での支援はもとよりでございますけれども、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言等がなされることも重要であります。

内閣府では、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」というものを実施し、実践的な技能の習得を図ってきているところでございます。

また、今年度から、過去にアウトリーチ研修を受講された方を主な対象に、長期化したひきこもりの者等にも対応でき、個々の特性をいかした就業等につなげられる、いわば高度な知識・技術の習得を目的とした「アウトリーチの上級研修」というものを実施することとしております。

点検シートの「（2）取組の進捗に係る自己評価」のところに移ります。

まず「1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築」

のところでございますけれども、資料をまた1枚おめくりください。

子ども・若者支援地域協議会を設置している地方公共団体の数でございますけれども、おかげさまで漸増してきておりまして、平成30年度末現在、平成27年度末に比べまして35地域増の123地域で設置をされております。

都道府県レベルで見ますと、42の都道府県で設置されておりまして、これは次のページの資料に日本地図がございまして、日本のかなりの部分がカバーされつつあると考えております。この青いところでございます。42都道府県、14指定都市、67市区町村で設置をされておるといことでございます。

年齢階層で途切れることなく縦のネットワークを機能させる取組としましては、先ほどちょっと御説明がありましたけれども、児童福祉法に基づき設置される要対協（要保護児童対策地域協議会）と有機的に連携し、これが対象としない18歳以降の若者に関しても継続的な支援を行っていくことが必要と考えております。

更に、次のページをおめくりください。

次のページは、子ども・若者支援地域協議会と、今申し上げた要対協（要保護児童対策地域協議会）の連携事例をお示しした資料でございます。

また、本年3月末時点で子ども・若者支援地域協議会を設置している地方公共団体、先ほど申しました123のうち、89.4%に当たります110の地域で、児童福祉法に基づき設置される要保護児童対策地域協議会の構成機関を、子ども・若者支援地域協議会の構成機関の全部又は一部として情報の共有を図るなどしていると聞いております。

こうした取組を通じて、年齢階層を超えた縦の連携が深められつつあると認識しているところでございます。

アウトリーチの充実についてでございますけれども、こちらの進捗については、平成28年度以降、内閣府が実施するアウトリーチ（訪問支援）研修に、これまで60名の方が参加をいただいております。

それから、先ほども御説明しましたが、本年度からアウトリーチの上級研修も実施することとしております。こうした取組を通じて、今後、アウトリーチ研修を受講した方のその後のフォローをしていければと考えております。

ちょっと長くなって恐縮ですが「（3）現在の課題と今後の方向性」について御説明いたします。

「1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築」についてでございますが、先ほど申しましたとおり、かなりの地域で子ども・若者支援地域協議会が設置されるようになってきておりますけれども、いまだ空白地域があることから、これを埋められるよう、協議会を設置している地方公共団体の更なる増加が必要と考えております。特に住民に身近な基礎自治体において、設置に向けた取組がますます進められていくよう、我々もフォローしていく必要があるかと考えております。

協議会の設置をいかに効果的に進めていくかについては、本年6月に実施された行政

事業レビューの公開プロセスにおいても議論となったところをごさいますて、内閣府におきましては、令和2年度予算の概算要求において、子ども・若者支援地域協議会における支援の取組に関する情報収集をするための予算を要求しておるところでございます。その中で、協議会の設置が困難である場合には、その事情などを調査し、分析したいというところも考えております。

それから、先ほど、ひきこもりについての調査結果の御説明をいたしましたけれども、こうした問題は子供・若者に限られた問題ではなく、年齢階層を超えた取組、年齢階層を超えた縦の支援ネットワークの更なる構築も課題となると考えております。

入り口部分で要対協(要保護児童対策地域協議会)との更なる連携の確保を図るほか、出口部分で、ポスト青年期を過ぎようとしている方についても関係機関との円滑な連携が図れるようにするなど、全世代型の支援施策の中で協議会を位置付けることが必要と考えております。

「2 アウトリーチの充実」についてでございますけれども、今後については、引き続きアウトリーチ(訪問支援)研修の実施により、アウトリーチに携わる人材を養成していくほか、今年度開設する上級研修などを通じて、長期化したひきこもりの者等にも対応でき、個々の特性をいかした就業等につなげられる高度な知識・技術を有する人材を養成していくことが必要と考えております。

ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等(資料4)

厚生労働省

資料4をお開きください。資料4の1枚目でございます。厚生労働省の点検・評価シート、この紙に従って御説明させていただきます。

まず、厚生労働省のこのシートの中で、ニートの関係、ひきこもりの関係、大きく2項目記載させていただいています。

まず「(1)大綱策定から現在までの主な取組」のニートの関係でございますが、地域若者サポートステーション、通称「サポステ」におきまして、39歳までの若者の無業者に対する支援を行っております。

その中で、こちらは年齢層は幅広いのですが、高校等と連携して、中退のリスクを抱える若者などの支援の把握、希望に応じた学校等へ出向いてのアウトリーチということも実施をしているということが、これまでの主な取組でございます。

ひきこもり支援につきましては、ひきこもり地域支援センターを都道府県、政令指定都市へ順次設置をしまいいりまして、平成30年度に全ての都道府県及び指定都市への設置が完了したということでございます。

より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化するために、福祉事務所設置自治体単位で実施する生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業というものがご

ざいますので、そこにおける訪問支援等の取組を含めた手厚い支援体制を充実していくということやってきているところでございます。

「(2)取組の進捗に係る自己評価」の部分でございます。

まず、ニートの関係でございますが、サポートステーションにつきましては、約1万人が就職や公的職業訓練の受講等、進路決定につながったという中で、就職等率が62%となっており、効果的な支援を実施していると考えております。

なかでも高校中退者については、文部科学省と連携いたしまして、サポステと高校の連携強化について、都道府県教育委員会等へ通知をするなど、支援体制を整備してきたところでございます。

ひきこもり支援につきましては、先ほど申し上げたように、平成30年度に全ての都道府県、指定都市に設置が完了する中で、相談件数が増加しております。下に数字を載せてございますが、平成29年度は10万2412件ということで、相談件数が伸びていると考えております。

次のページをめくっていただきまして「(3)現在の課題と今後の方向性」でございます。

まず、ニートの関係でございますが、全般的に若者サポートステーション、平成18年から事業をずっとやっておられるわけでございますが、就職困難度の高い層の登録者の割合が増加しているということございまして、課題に即した個別支援をしていくわけですけれども、より困難を抱えた人への支援だということで、より支援が難しくなっているか、複雑化しているということでございます。

そういったことを、先ほどあった県とか、いろいろなネットワークに参加しておりますので、その中で的確に把握し、こちらからも、サポステからも紹介するということで、対象者の把握、登録への誘導など、そういった取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。

ひきこもり支援の関係でございますが「就職氷河期世代活躍支援プラン」というものを厚生労働省でも作りまし、政府としても氷河期世代への支援を進めていくことになっておりますが、そういった中で、社会参加に向けた支援を必要とする方への支援として、より身近な地域レベルでの相談窓口の周知・広報、好事例の展開や、ひきこもり地域支援センターと、先ほど申し上げた福祉事務所設置自治体レベルで事業をしております生活困窮者自立相談支援事業との連携強化に取り組むこととしております。こういったことを進めてまいりたいと考えているところです。

文部科学省

9ページを御覧ください。まず「(1)大綱策定から現在までの主な取組」でございます。

不登校の部分と中退及び進路未決定卒業者の支援、大きく分けると2つに分かれるか

と思います。

「不登校の子供・若者の支援」につきましては、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しましたので、それに基づきまして基本方針を策定し、実施をしてきたところでございますが、平成30年12月から、有識者会議におきまして、施行状況の検討について議論を行いまして、この6月に検討状況、今後の方針についてということで取りまとめを行ったところでございます。

その次の2つ目の でございますが、平成29年度以降は、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究を実施しているという状況でございます。

その次の2つの は、教育相談に関する部分でございます。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーにつきましては、御承知のとおり、配置を拡充しておりまして、相談体制を充実させているところでございます。

その中でも、次の にございますように、SNSを用いた相談を最近始めておりまして、平成29年7月から、まず、有識者会議で利点だとか課題、こういったことについて検討を行いまして、取りまとめいただきましたので、平成30年度から「SNS等を活用した相談体制の構築事業」というものを実施しておりまして、実際に幾つかの自治体において、SNSを用いて悩み事等の相談を始めているところでございます。

次でございますが「高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援」の関係でございますが、まず1つ目の ですけれども、平成29年度からですが、目的としては、学力格差の解消、高校中退者等の進学・就労に資するということ、高校中退者等を対象にしまして、実際に学習相談だとか学習支援、つまり、こういった教材があって、どこに行ったらいいかとか、こういった経済的な支援が受けられるかとか、そういった相談、それから、実際に地域の学生とか、そういったボランティアの方々に支援をしてもらうといったモデル的な取組を行っているところでございまして、今、モデル的に幾つかの自治体でやっているのですが、全国展開を図っていただいているところでございます。

その次の は、先ほど厚労省からもお話がありましたけれども、切れ目のない支援を行うということで、高等学校等と地域若者サポートステーション（サポステ）との連携強化ということで、連名で通知を出させていただいております。

13ページ以降、13ページ、14ページ、15ページに通知の本文がございます。その中で、高校側には、中退し就労等へ進路変更することが明確化した生徒に対して、サポステの支援内容等についての情報提供を行うとともに、本人や保護者の同意の下、生徒の状態等をサポステに情報共有するというような取組を厚労省と連携して進めております。

サポステ側には、先ほど厚労省からもありましたけれども、様々なアウトリーチだとか、そういったものも含めて、高等学校のほうにもぜひアクションをとっていただきたい

といった趣旨の通知でございまして、それに基づいて様々な事業が行われているという状況でございます。

「(2) 取組の進捗に係る自己評価」ということに関しましては、御承知のとおり、依然として、不登校児童生徒の数は増加しておりまして、要因も複雑・多様化しているという状況でございます。数字は御覧のとおりでございます。

2 個目の ですけども、スクールカウンセラーの配置校数、スクールソーシャルワーカーの配置人数につきましては、これも着々と増加しておりまして、御覧のとおり状況になっておりまして、体制の整備を進めているというところでございます。

「(3) 現在の課題と今後の方向性」につきましては、今申し上げたような現状を踏まえますと、依然としてこういった不登校児童生徒の関係は生徒指導上の大きな課題となっておりますので、この取組を引き続き進めてまいりたいと思っておりますし、特にスクールカウンセラー等による教育相談体制の整備・充実を図ってまいりたいと考えております。

一方で、高等学校中退者の支援につきまして、これも先ほど申し上げましたように、この実践研究をもとにして、何とかこれを全国展開していきたいと考えております。

3) 意見交換

古賀座長

最初に、どうしても確認したいという御質問がございましたら、各省庁からいろいろな御報告がありましたので、それをお聞きした上で意見交換という流れにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議事 1 の説明に対して、どうしてもこういう点を聞きたいという御質問があれば、どうぞお出しただければと思います。各省庁、非常に広い範囲ですが、このところの部分の御説明をと言っていたらと思えます。いかがでしょうか。

奥山構成員

内閣府の調査の御説明をありがとうございます。男女差について教えていただけますか。

内閣府

先ほど御説明しました平成30年度の調査におきまして、男性の方が76.6%、女性の方が23.4%という結果になっております。

古賀座長

ひきこもりの親御さんの会でも御指摘はよくあるようになっているのですが、ジェン

ダー差はあるのだけれども、前ほどではないということかと思われま

明石構成員

ひきこもりの状態になったきっかけというのは大変興味深いのですが、サンプル数が非常に少ないですね。これはどういった理由があったのか。それから、対象は同じように15歳から39歳、あるいは64歳のどちらだったのかなというところをお聞きしたいと思います。

内閣府

まず、サンプル数の問題でございますけれども、今回、無作為に抽出した5,000人の方を対象に調査を実施しまして、ひきこもり状態に該当するという方がその中から47人認められたということで、その中で、ひきこもりとなったきっかけというものを見ていったところでございます。

5,000人の方を抽出しまして、その中から回答をいただきまして、ひきこもりの方を抽出したところ、47という結果となったところでございます。

5,000人という数にした経緯というのはいろいろあるのですが、内閣府のほうでももと平成21年、27年に15歳から39歳までの方の調査を実施しておりまして、平成21年、27年のときの調査も5,000人の方を対象としております。

平成21年の調査の先行調査となったのが、東京都で平成19年度に実施している調査ですが、このときは3,000人の方を調査しておりまして、今回は全国調査だということで、少しサンプル数を広げて5,000人としたところでございます。

この5,000人の中から、恐らく1.何%ぐらいの方がひきこもりに該当してくるのではないかという見積もりを立てつつ、標本誤差等も踏まえつつ、全国的な推計数を算出するということでは、これぐらいのところでは許容されるのではないかと考えてまして、これぐらいのサンプル数としたところでございます。

ひきこもりの方の実情・実態をより詳細に、丁寧に捉えていくためには、当然、サンプル数が増えれば多いほどよりいいのだろうとは思っております。ただ、ひきこもりの方の更に内訳をどんどん見ていくとなると、当然、これが直ちに全国的な傾向を示すかどうかということにまた課題があるということは、事務局としても認識はしているところでございます。

明石構成員

ということは、内閣府の平成30年の「生活状況に関する調査」は、あと3枚になっていますが、ひきこもりの状態になったきっかけは、それとは別調査でなされたという理解でよろしいのでしょうか。

内閣府

今回お示ししたのは全部、平成30年度の調査の中で、ひきこもりになったきっかけを聞いたところの結果をお示ししているところでございます。

明石構成員

結局、こちらでその前のページに出ているのは、非常に対象人数も多くて、そういう点では。

分かりました。では、こちらのサンプル数もそれほど。

内閣府

このひきこもりになったきっかけのところは複数回答なので、この数になっているということかと思えます。

明石構成員

分かりました。ありがとうございます。

古賀座長

ひきこもりというのは、操作的に調査上定義してひきこもりという認定をしていらっしゃると思いますので、その該当者、例えばコンビニ程度しか行けないとか、行動レベルを押さえた上で、その推計を出していくという形かと思われれます。ですから、その中で御回答いただいたものを集計していると。ですので、全体数は多いのですが、当然、そういう行動特性を持つ方は少なくなるので、その中での内訳になってくるということでございます。

福田構成員

続けて内閣府に対してですが、ワンストップの機能として、子ども・若者支援地域協議会の設置を推進ということで、これは恐らく従前の点検・評価会議を踏まえて推進されてきたと思います。増えてきていて非常に好ましいと思って見せていただいていたのですが、日本地図等もあって、資料の6ページ、7ページに数が示されているのですが、これは都道府県については恐らく全都道府県に設置を目標とされているのではないかと考えているのですけれども、それ以外の指定都市ですとか、あるいは市区町村の数、こちらのほうは何か目標など、最終的にどこまで推進されるのかという目標値があるのかどうかというのを少し教えていただきたいと思えます。

内閣府

私どもの計画として、どこまで設置するのだという明確な目標は現在は持っておりま

せん。明文での目標はありません。なので、本当に少しでもそういうところを拡大していきたいと。

ただ、自治体さんのほうに設置のための努力義務が課されているという部分もあります。そういった中で、自治体の取組を支援し、少しずつでも設置されている地域を拡大していきたいと考えているところでございます。現状では、その意味では、何市町村までという目標があるわけではございません。

古賀座長

先ほどもちょっと出ましたけれども、「要対協」はこれと非常に重なる部分があって、要対協は、良い悪いは別として、虐待問題との関連が強かったということもあって、非常に拡大していて、それに重なる形で進んでいると思われま。ですから、今後も増える。それは間違いない。ただ、どのくらい増えるかは予測できないということかと思ひます。

相原構成員

今、ひきこもりに関する調査のところでの平成21年度調査、平成27年度調査の数字をお示しいただきました。それが15歳から39歳ですか。次のページで40歳から64歳の高齢ひきこもりの推計数も出されています。

平成21年度と27年度で推計数が下がっているのを拝見し、少し教えていただきたいことがあります。

文科省のほうから出されている、いわゆるひきこもりではなく、児童の場合の不登校に関しては、平成27年度が17万5504人（1.8%）、平成29年度で19万3674人（2%）と増加傾向にあります。

私の実務家としての経験としても、ここに御指摘のあるように、不登校については、結構問題が複雑・多様化していて、増えているなという実感があります。今回、ひきこもりと不登校というところが両方の数字が出てきているものですから、議論の前提として、問題が不登校から更にひきこもりの方に移動するといひますか、児童から成人のほうへと、それが長期化しているという認識を持たざるを得ないのです。一方で、15歳から39歳の推計数が6年ぐらいで減っていたりするところがあります。現状維持的な状況であるのか、不登校とひきこもりについて、内閣府、文科省の御担当者に、数字を見る限りにおいての御認識を教えていただければと思ひます。

内閣府

それでは、先にひきこもりのほうから少し御説明させていただきます。

今、委員から御指摘いただきましたとおり、平成21年度調査と平成27年度調査を比較いたしますと、ひきこもりの推計数、出現率ともに若干減少しているところでございま

す。

この原因・理由を一概に御説明する材料というのは、私どもも持ち合わせていないところでございます。実際に対象年齢人口も若干減っているということもでございます。それから、この間、いろいろな施策を展開していただいた部分というのもあるかと思えます。

あと、先ほどお話もございましたが、今回は5,000人の方を対象といたしまして、その中から40名程度の方がひきこもりに該当するというので、そこから全体に乗じてこの数を推計している部分がございます。

そうした中で、この誤差という部分も、私ども、一定程度きちんと考えていかなければならないのかなと思っているところでございまして、推計に伴う誤差によって、平成21年と27年で少し数字が違ってきてしまっている部分もあるのかなと思います。そうした様々な要因が重なって、それぞれ平成21年、27年という数字が出てきているのではないかなと考えているところでございます。

文部科学省

今、御指摘いただいた、不登校状態からひきこもりへのつながりという点なのですが、御指摘のとおり、一定程度そういった要因はあるものと推測はしているのですけれども、今回、内閣府のほうから出された資料のひきこもりに関する調査についての5ページのところで「ひきこもりの状態になったきっかけ」を調査いただいているのですが、今回の平成30年度の最新の調査ですと、5ページの左の棒グラフになるかと思うのですけれども、きっかけとして不登校を挙げているのが、47名のうち、小学校のときの不登校が1人、中学校のときの不登校が1人ということで、今回はあくまでも調査対象は40歳以上ということですので、一概には言えないとは思いますが、要因の一つとしてはあるのかなと思いつつも、大勢を占めているというものでもないのかなというところがございます。

ただ、一方で、右のところに平成27年度の調査、15歳から39歳の結果というところでは、小・中・高校まで含めて不登校というのが一定数いる。正確には把握していませんが、これは15歳以上ということですので、今、高校で不登校になっている子の数も入っているのかなと認識しております。

なので、不登校がひきこもりの一つの要因になるとは思いますが、必ずしも大勢を占めているわけではないというのが、このデータからは読み取れると思っております。

古賀座長

統計的な話が十分続いたのですけれども、要は、不登校からひきこもりへという直線的なつながりを考えるということはなかなかできない。これはいろいろな研究が示して

いるところかと思えます。ですから、もちろん、つながらないわけではないけれども、必ずそれがつながっているとは言えません。

それから、今のお話の中でも出ましたけれども、不登校の場合は、はっきり学校を30日欠席した場合は不登校としてカウントしていますので、この実際の数というものがなかなか減少していかないという問題は別途抱えているということかと思われま

奥山構成員

協議会のことなのですが、この調整機関なのですけれども、調整機関はどこが担っている形が一番多いのか、そこをちょっと教えていただきたいのですが。

古賀座長

参加している機関や団体は分かるけれども、その調整、コントロール、管理と申すまいでしょうか、そういったものはどこが主にやっているのですかということかと思

内閣府

ちょっとだけ確認のお時間をいただいて、御報告するというところでよろしいですか。確認をしたいと思

古賀座長

では、ちょっと検討していただいて、その間、ほかに何か事実関係の確認の御質問はいかがでしょうか。

清永構成員

2点お伺いしたいのですが、1点は、ひきこもりの調査に関してなのですけれども、広義のひきこもり群として数字が出ていますが、これを層に分けてというか、準ひきこもり群とひきこもり群3つの定義で水準というものを

出しています。今、詳しい状況は御報告いただかなくていいのですけれども、この3種に分けたときに、広義のひきこもり群としてまとめたものとはまた違う結果というか、それぞれの特色は出ていらっ

内閣府

それぞれの類型ごとの集計はしております。広義のひきこもり、準ひきこもり、狭義のひきこもり、それぞれの集計はいたしております。その結果は公表しておりますので、

またその結果は別途御報告をさせていただきたいと思います。特徴的な部分もあるかと思いますが、その結果は、今後の議論のために、また御報告をしたいと思います。

清永構成員

あと、もう一点、文科省のほうに「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」というところに数字がございますが、これの効果測定というか、数が何校で何人ソーシャルワーカー、カウンセラーが増えたということとともに、どのぐらい問題解決に至ったかということですか、そういった効果測定はされていますか。

文部科学省

御指摘のとおり、スクールカウンセラーを毎年拡充を続けてきているわけなのですが、一方で、この資料にもあるとおり、不登校児童生徒数も増えてきております。あと、いじめの数も増えてきております。

そういったところで、個別に各県からそういった効果測定のデータはいただいておまして、ある特定の学校において配置をした場合、不登校の率が下がった、いじめの数が減ったというような個別データは個々のデータとしてはあるのですが、全国的にマクロで見ると、端的に結果として不登校は増えております。出現率も増えているという状況です。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの現場の解決事例は、毎年集めて、こういった効果があったという個別事例の事例集は作成して、ホームページ等で公表して、県教委などに通知で周知をしているところではあるのですが、いわゆる定量的なデータとして、直ちに全国的なデータとしてお示しするのはなかなか難しい。

そういったところでも、問題行動の背景というのが非常に複雑で、あと、社会の意識の変化、例えば、冒頭で説明がありましたとおり、教育機会確保法ができて、登校だけが目標ではないとか、あとは、休養の必要性も一定程度認めていく。学校以外の教育の場とか、そういったところの重要性はしっかり認識しているというような方向性もございますので、そういったところが複雑に絡んでいるのかなと考えております。

内閣府

先ほど御質問いただきました子ども・若者支援地域協議会の調整機関の状況でございますけれども、平成31年1月1日現在の協議会の状況を把握しておまして、その中では、各設置自治体の青少年行政を主管している主管課が調整機関になっているところがかなりの部分を占めております。

ただ、子ども・若者総合相談センターが調整機関を担っていただいている、あるいは青少年センターさんが調整機関を担っていただいているところも一部ございますが、青

少年行政主管課が担っているところが大部分という状況でございます。

古賀座長

あと、今、清永構成員のほうから出ておりましたけれども、困難の度合いという問題は非常に重要な問題でして、例えば、ひきこもりらしいというようなところから、本当に深刻に一步も外へ出られないというところまでレベルがございます。

実は不登校も、今回、90日以上のカウントと30日以上のカウントを別々に出しておられると思いますけれども、90日以上の方が半数弱いるということで、この辺も大分違うのではないかとということです。ですから、そこは1点押さえておきたいということです。

それから、評価とか成果とか言われているものの測り方についても、例えば、ある学校で不登校が単純に減れば、それは成果なのかというのも難しいというお話は非常に重要でして、この辺は成果を測る尺度と申しますか、成果を測る基準というようなものを、この後、御議論いただきたいところかと思えます。

山縣座長代理

先ほどの主管課との関係が若干あるのですが、地域協議会の設置県と指定都市と市町村の主管課ですね。青少年行政の主管課が調整機関になっていますというお話でしたが、説明で、「要対協の委員とほぼ重なっています」とあったと思うのですが、ここに出てきている設置状況というのは、独立で設置されているものだけなのか、実質、要対協と一体化して設置されているものも含まれているのか。それが都道府県か市町村、基礎自治体かによって違いが出てくるのか。もしそこが分かれば、お願いします。

内閣府

今回、実はこの会議に臨むに当たりまして、各地域の協議会の状況を確認しまして、その中で、もちろんそれぞれ設置根拠が異なりますので、別々の機関ではあるのですが、要対協との合同で開催しているところというのも各自治体のほうに確認したのですが、要対協と合同で開催しているというのは実はほとんどありませんでした。

なので、基本的にはそれぞれ別のもの、独立のものとして開催していただいている。実質、一緒とかということではなくて、恐らく別々に開催をいただいている状況と考えております。

古賀座長

それでは、今のお話にもありましたように、だんだん議論すべき課題がはっきり出てきているかと思えますので、議題1について、その議論を深めていこうと、意見交換を行っていきたいと思います。

まずは、今もお話がありました「子供・若者の抱える複合性・複雑性を踏まえた重層

的な支援の充実」という課題と、先ほどの「ニート、ひきこもり、不登校の子供や若者への支援」とは非常に重なっていく問題だと思っておりますので、まずは複合性・複雑性への支援ということをお話しいただきながら、順次、個別の困難な子供たち、若者の課題について、触れた御意見を出していただきたいと思います。

定本構成員

複雑性・複合性ということで、本当に常々思っていますのは、複合性の問題の一つに、やはり精神障害がすごく大きいと思うのです。虐待とかひきこもりの問題を見ていますと、子供に障害とか、お母さんに精神障害、鬱とか、親のほうも発達障害というので、そういう医学的な診断やアセスメントなしには適切な対応ができないということを感じる事例が学校でもとても多いのです。

そのときに、連携をして、カンファレンスをして、みんなでやるというときに、医者が会議に出るといのはすごく難しいのです。私なんか1日60人くらい診療していますから。

どのケースも、特に小さい若者については、瞬時の対応というのが重要で、空いているのが1カ月先だから、1カ月先に集まりましょうという話ではなくて、問題が起きたらぱっと集まらないといけないと思うのです。適切な良い時期の介入で、その後の予後が全く変わりますから。

だから、医者が動くのではなくて、医者の代わりに精神保健福祉士とか社会福祉士とか、ソーシャルワーカープラス、私のいるクリニックでは必ず担当の精神保健福祉士が付いてくれるので、一々私の都合を聞かずに、ぽんと会議に出てくれているのです。そういう医者、医療の重要性というのはここにも入っているので、カンファレンスに出られる人、精神保健福祉士を現場にいっぱい置くべきだと思っています。

学校もすごく重要な場所ですが、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、本当に学校の動きとの連携が難しいので、やはりスクールソーシャルワーカーの常勤での配置というのは不可欠だと私は思っています。

あと、子ども・若者支援地域協議会というのが本当に機能しているのかというか、私、要対協では地元でしょっちゅう呼びがかかって、行かせていただくのですが、子ども・若者支援地域協議会に来てくださいということ聞いたことがなくて、実際には私たちが診ている患者さんの担当で集まるとか、保護観察所で集まるとか、そのようなことはうんとしているのですけれども、それが本当に子ども・若者支援地域協議会という形で縦と横の連携が広がって、みんながちゃんと守秘義務が報告されてということが安心してできるということがもっと周知されれば、もっとたくさん使える機関があるので、もう少し周知して、実際に京都でも本当に呼ばれたことがないので、ちょっと担当者に聞いてみようかなと思っているのですが、本当に機能するようにしていただきたいと思います。

奥山構成員

先ほど調整機関のことも伺いました。この123地域の42が都道府県、しかも14が指定都市ということですね。前から伺っているのは、要対協モデルにしたので3層構造ですという話なのですが、これで個別支援会議ができるのかなというところがすごく不思議な感じがしています。やはり市町村単位で置かないと、個別支援会議まで機動力よく行くというのはなかなか難しいのではないかなと思うところです。地図をお作りいただいて埋めるというのもいいのですが、実際に機能するものを作っていないと、埋めても余り意味がないのではないかなというのが気になったところです。

一方で、要対協は、実を言うと、今はもうパンク状態だと思っています。昨日もちょっとある市で話を聞いていて、人口が15万人ぐらいですが、大体毎月150以上のケースを、重大なケースも含めて、検討されています。

そうすると、当然、要対協を回している調整機関が相当な基盤整備をしていかないと無理ということで、恐らく今回、子ども家庭総合支援拠点というのができることによって、少しそこが基盤整備というのを進めていかれるのだと思うのですが、子若協議会も最初から要対協の失敗を踏襲しないようにした方が良くと思います。ネットワークはとても大切なのですが、調整機関の基盤整備というのをきちんとしていかないと回らなくなってしまうと思いますので、その辺のところを考えていくほうがいいのではないかなと思います。

古賀座長

その辺は御意見がたくさんありそうですね。地域密着といいながら、なかなか動いていかない。今、そういう問題のお話があったと思います。

福田構成員

私もこの地域協議会のところが気になって先ほどお伺いしたのですが、両構成員が言われたように、私もそこが大変気になっていまして、協議会の役割というか、それをどこに置くかということをもっと明確にしたほうがいいのかと思っています。

今、あるとは思いますが、おっしゃったように、私もここは実態がよく分からないのですが、両構成員が言われていることをお聞きすると、やはりまだまだ実態として動いていないようにも感じますので、例えばワンストップというのであれば、誰に対して周知するかというのはあると思うのですが、本当に子供たちそのものなのか、関係者の方々に対する周知をするのか。

そのレベル感とか対象にもよると思うのですが、その役割をまず明確にして、もし個々の子供たちを対象にするのであれば、本当にそういう周知をして、そことにかく連絡をすれば、その下にあるいろいろな関係機関のどこかに必ず振ってもらえる

というか、紹介してもらえるとというような役割にするのかということだと思うのです。

ワンストップというところは非常に大事だと思っているのですが、協議会が実体を動かすものなのか、あるいはワンストップとしてまず受ける窓口役割に特化するのか、どちらにするのかというのを話し合っていて決めて、そこからほかの機関につなぐということもいいのかなと思いました。

古賀座長

相談窓口の位置付けというのは一つ大きな問題だと思いますし、また、ちょっとだけ言うと、文科省が始められるようではありますが、SNSのポータルサイトによる窓口のワンストップ化ということも実は並行して進んでいますので、それも頭に置いておく必要があるかと思います。

谷口構成員

今回のテーマに関しては発言したいことがたくさんあるため、印刷資料を配付をしてもらうようにいたしますが。

まず、子ども・若者育成支援推進法に基づく支援地域協議会が努力義務で更に運営のための国からの補助金が全くないにも関わらず、これだけ全国に広まったというのは、やはり内閣府の皆さんの粘り強い丁寧な働きかけ、あと自治体の思いが一致したからだろうと思います。

支援地域協議会の実情を見ていくと、自治体には、要保護児童対策地域協議会であるとか、生活困窮者や発達障害、就労支援など、いろいろな協議会がある中で、その狭間を埋める役割として運用されているところのほうが比較的多いのではないかと。

実際、佐賀県は、都道府県単位で全国初となる支援地域協議会が設置された経緯からすると、都道府県で置く意味というのは、地域レベルで発生した困難事例、特に関係機関が集まって合同で支援しなければならない、そういった重篤なケースを市町村から県の方に上げて専門的に支援を行うため。精神保健福祉センターのように県で一つしかない専門機関に関しては、市町村毎に協議会が設置された場合、あちらこちらの会議に呼ばれることによって、対応の限界が出てくるわけです。また、市町村レベルで見れば、地域によっては専門的人材もない。構成機関も、民間の組織まで入れると、かなりばらつきがある。こういった観点から地域でそれぞれの実情に応じて運用されているというところがあるので、一概に設置の方法を全てをがちり決めてしまうことによるデメリットも生じる可能性がある。

そういう意味でいくと、子ども・若者育成支援推進法は、それこそ指定支援機関を置くようにしたりと、地域の実情によってその役割をカスタマイズできるといったところが、現場にとってみると、実用的で非常にありがたい制度だと思っているところがあります。

今、手元にお配り頂いたパワーポイントの資料、スライド番号が振ってあると思いますが、23を御覧いただければと思います。

我々は今、各総合相談窓口の機能を集約していますので、指定支援機関としての実績も含めて年間6万2000件の相談をお寄せ頂いています。県子ども・若者総合相談センターで行った約2,400名の調査を御覧いただければと思いますが、課題が複合化・複雑化しているということ、これが深刻化しているというところが、支援の際の留意すべき点としてお分かりいただけたらと思います。

では、これまでのようにいわゆる嘱託といった雇用形態で支援員を配置して支援員個人の力量に頼って支援することに、果たして合理性があるのかという問題が出てくるのです。

例えば、スクールカウンセラーも各地域に担当があって、そこに1人配置される。それが男性だったとします。そうすると、女性で性的な被害に遭った虐待のケースの相談を受けられるのかという問題が出てくるわけですね。つまり、マッチングすら難しくなってくる。

ならば、せっかくの専門家であれば、学校に個別に配置するのではなくて、複数の多様性のあるチームを作って、そこに委託を出す形式で、うまく児童生徒とマッチングができるようにする。チームとして配置することで、支援機能を強化するといった形も考えていく必要があるのかなと思います。

年間6万2000件もの相談が寄せられているわけですので、県内では公的機関を含めても、私共のNPOが最も多くの相談を集める組織となっています。それができたのも、まずは、平成18年度モデル事業として始まった地域若者サポートステーションなのです。あの枠組みというのは、まさに関係機関とのネットワークを構築して総合相談窓口機能を担う。そこには複数分野の職員が配置できるようになっている、チーム対応ができるというスキームなのです。

スライドの26を御覧いただければと思いますが、赤で色を変えている職種は常勤で配置しているスタッフなのですが、全体で80名の有給職員の枠を持たせていただいています。つまり、これだけ多職種の相談員がそろって議論・アセスメントをすれば、1人の担当者がアセスメントを行うよりも随分精度が高くなっていくわけです。

更に、様々な制度についても精通しているスタッフが必ずいるということでもありますから、支援の流れというのもスムーズに、円滑に行うことができるということでもあります。

もう一枚開いていただいて、スライドの30を御覧いただければと思いますが、こういった支援機能を集約化するということができれば、要は、関係機関との連携のハブ機能というのも果たすことができるわけです。

単体の施策に基づく支援事業で配置されている相談員は、市町村レベルでいけば2～3人といったことも珍しくありません。その一方で、私共のNPOが受託・運営する総合相

談窓口のように、関連施策の総合相談窓口を一定集約することで、80名に及ぶ多職種の専門スタッフが集まっている組織・窓口があれば、本来の意味でのワンストップの総合相談窓口機能を果たすことができる。

まさに縦と横のネットワークという観点からは、現大綱の理念を佐賀県で実現しようということで、支援地域協議会だけではなくて、生活困窮者自立支援法に係る県の連絡会議、更には、県のひきこもり対策連絡協議会、更には要対協等が合同で研修会を行えるようにしていますし、また、虐待、DV、貧困、ひきこもりといった共通の課題に関しては、合同でケース会議をできるようにしている。

そこで、個人情報の取扱いに関しても、一括同意方式と申しまして、私共のNPOが受託・運営、あるいは協力して運営する相談支援事業が14本ありますが、全ての事業が1枚の利用申込書兼個人情報取扱いの同意書で利用可能となっていますので、こういった会議の際にもスムーズに連携が行えることになっています。

やはり問題・課題は複合化・深刻化をしている以上、今は発想を変えていかなければならない。複数の支援機能を一定集約化して行って、シナジー効果を埋めるような、まずそういった総合的な支援体制を求めていく必要がある。

繰り返しになりますが、そういう意味でいくと、個別に嘱託で配置をして、不安定な雇用の中で運用するよりも、しっかりとチームでシナジー効果を埋める体制を作って、そこに委託を出すことによって、継続雇用でノウハウも知見も蓄積して、継承できる仕組みに変えていくということのほうが、今後の社会においては、恐らく有益な対策になっていくのではないかなと思います。

古賀座長

今、専門人材の育成というお話が出ましたけれども、これは非常に難しいですね。必ずしも専門人材が全部必要かということ、そうでもないのだけれども、それなりの人がいないと困るところも多くて、実は東京都で高校にスクールソーシャルワーカーに準ずる人たち、サポーターを配置するときに、一気に70名を非常勤型で採った。ですが、なかなか適切な方を集められなかったのです。だから、これは難しい問題を抱えているのではないかな。

だから、今お話しのように、そうしたいけれどもできないところと、ある程度までやれることとがあると思いますが。

門馬構成員

先ほど市町村と県の話があったので、私どもは宮城県のほうで子ども・若者総合相談センターと協議会に関わっているのですが、当初、宮城県の場合は県単位で協議会を設置してやろうとしたのですがけれども、奥山構成員からの指摘のとおり、県単位で設置をしても構想上の個別ケース検討会議が一切できない。

事実上、集まって情報共有をするだけの会議になってしまったという反省を踏まえまして、宮城県の場合、2018年度からモデルケースという形で、市町村単位でもなく、複数の市町村をまとめて圏域で協議会を設置して、そこに総合相談センターと指定支援機関機能を置くという形でやりました。

先ほどの地域の実情という話があったと思うのですが、人材・リソースに非常に偏りがある状況の中でいくと、宮城県の場合でいえば市町村がやっています。宮城県の中でもばらつきがかなりあるので、そういった形で対応したという事例があるということで、一つ御紹介できればと思いました。

あと、先ほどの谷口構成員のお話にも少し重なる部分になりますが、人材の部分というところは、地域に行けば行くほどなかなか難しいところがありまして、特に今、これだけ複雑化している中でいくと、様々な課題を分野横断で乗りこなしていくような人材というのは、委員会の場で「ドラゴンクエスト」の話をするのは大変申し訳ないのですが、いろいろな職業を乗りこなすと。ドラクエだと賢者になれるのですけれども、そういう人材が大量に生まれるみたいな話なのだろうなと思ひまして、それはなかなか難しいかなと思うのですよね。

だから、どうやって地域全体で「賢者」をできるかみたいなことを考えていく。先ほどシナジーという話もありましたが、例えば、単一機関に集約していくという発想というよりは、地域の中でどう機能を集約して、シナジーを埋めるのかという発想が重要なのではないかとすごく思っています。

協議会後の話でいきますと、子供・若者の協議会もありますし、要対協もありますし、あるいはサポステ、ひきこもり地域支援センター、生活困窮の自立相談もありますし、あるいは子育て世代包括等もありますので、いろいろな形で協議会や会議というのは動いていっている状況だと思っています。

そういった中で、複数の協議会にまたいでいくようなケースが発生したときに、誰がケースマネジメントの主体を担うのかというところは、どこまで突き詰めていくのが問題になってくるのだろうなと思っています。

つまり、この家に対して誰が責任を持って進捗把握をするのかというところが明確になっていかない限りは、いわゆるお見合いケースがどんどん増えていくのだろうなと思いますので、そのあたりは、何か好事例があればどんどん共有するというところもそうですし、あるいは省庁横断的に話し合いをしていくなどの部分が必要なのではないかなと思います。

最後に、ちょっと話が長くなってしまったのですが、全然切り口は違うのですけれども、ハードな状況に置かれている子供・若者・家族であればあるほど、ネットワークから逃げていくなというのを強く感じています。

つまり、性的な搾取に遭っている女の子たちもそうですし、あるいは犯罪に手を染めてしまわざるを得ない状況に追い込まれてしまった方々が、これだけネットワークが張

りめぐらされているところに対してアクセスしてくるかという、いろいろなことを恐れてしづらいという側面はやはりあると思います。

なので、バックアップの体制としてのネットワーク、複合的な課題に対する対応としての話し合いというのは十分必要ではあるのですが、それが対・対象者となったときに、その見せ方なのか、アクセスの橋の架け方のところは十分に検討する必要があるのではないかなと思っています。

古賀座長

今も出ていたのですけれども、貧困対策とか、あるいは就労対策のほうでやっていることと、ここでやることとの重なり合いというものもあるわけなのですね。これはNPOの方々にとっては結構大変な問題ですね。ですから、そこも意識して、今お話しいただいたのですけれども、ケース会議をする場合も、そういった幾つもの課題が並行して走りながら、そして、それによって補助金等のことや人材も重なり合いながら動いているという事実がありますから、これを念頭に置いた上で、ここでの協議会等の設置や管理ということを考えなければいけないと思います。

谷口構成員

門馬構成員の発言に関連したところだけお話をさせていただくと、個人情報の取り扱いに関する問題が出てくるのです。確かにネットワークは必要。更に、そこで情報共有をして、みんなが一致した方針のもとで力を合わせて支援をしていく。これも大事なのですが、先ほどのように本当に重篤なケースの場合や虐待やDVといった問題を抱える方は、相談の際、関係機関で情報共有をすることに積極的に同意するかといたら、やはり同意しないことも多い。

その一方で、今の国の施策の傾向でいくと、地域若者サポートステーションであるとか、生活困窮者自立支援法に係る窓口で得た相談情報というのは、クラウドを用いて国に集約をして、一元管理するという方向に動いているわけです。となると、まさに先ほどのご発言にあったような誰にも知られたくない秘匿性の高い、いわゆる要配慮個人情報を一気に集約していくとなったときに、とんでもないトラブルが発生する可能性があるわけです。

相談者と直接は何の関係性もない人が要配慮個人情報を保有することになる。万が一情報開示請求が出たときには、それを当事者に出すことになるわけで、非開示の手続がタイムリーに個別の事業のクラウドにまで反映されていれば良いが、そうでない場合、その情報が基でDVやストーカー被害を受けるリスクもある。そのような場合、誰が責任を負うのだという問題もあります。また、クラウドに関して言えば、国の年金情報ですら流出してしまう時代。この状況下において、実際にその情報が流出したときには、人生が終わってしまうという人たちが出てくる。それだけ秘匿性の高い情報なのです。

ならば、一定程度匿名化処理をして、あくまでも必要な情報だけ国で吸い上げるというような形に持って行ってもらう必要があるのだろうと思うのです。

また、リスクの点でいえば、今、受託業者を入札制度で選んでいるわけです。つまり、技術よりも金額で選ぶわけですので、1円でも安ければ、結果的に信頼性も実績もないところが受託する可能性がある。技術力を伴わない企業が開発したシステムで情報管理をすれば、そこで起こるリスクというのは当然想定できるわけで、この点は、府省関係なく、しっかりと検証していく必要があると思います。

関連して1つだけデータを紹介すると、実際に我々がH29年度に受けた4万9千件の相談事例を分析しました。その中で、関係機関との情報共有を前提とした個人情報の取り扱いに関して、同意していただいた相談者というのは、保護者、関係者を合わせて42%なのです。

実際にクラウド管理をするといったところを前提とした説明のもとで、実際に同意をしてくれた当事者というのは、子供・若者本人に至っては18%にすぎないのです。

つまり、合理化を行い、検証可能にするというところの目的も含めてクラウド管理を進めておられるのだと思いますが、そのせいで実は8割以上の当事者が支援から遠のいてしまう現実があるということなのです。

もちろん、合理化も必要だと思いますので、当然、ICT化を進めるのは現場の負担軽減という観点からも安全性を担保した上で促進しなければならない。その一方で、そこに乗れない人たちにもしっかり支援サービスを届ける。これをセットにしてやる必要があるのだろう。ひきこもり対策に関して言えば、更にそこに注意をして、対策を重ねていく必要があるのだろうと思います。

古賀座長

重層的な支援というのですが、一方で、個人情報保護の問題というのが非常にセンシティブに存在しているということが今のお話でよく分かりますし、また、同時に、そういう管理をちゃんとするような協議会等の運営でなければ、皆さん、相乗りはできないということも、非常に深刻な問題としてあるということがよく分かります。

先ほど出ました精神障害ですが、定本構成員から最初にありましたけれども、精神障害などの情報も非常に難しい扱いかと思います。

東京都では、ケース会議をするときに、「集団守秘義務」、集団においてその情報を守秘するというルールを作ってきたわけなのですけれども、ただ、これは絶対に守秘されるかどうかは定かではないというところもあるので、非常に議論がなされたところでした。

ですから、不登校や、あるいは最初に私が言いましたひきこもりによる就労困難とかということに対処してあげたいけれども、そういう人たちが深刻になればなるだけ、その情報を得ることが不可能になっていくという相反する状況があるということが非常

に分かりました。

久保田構成員

ちょっと外れる話かもしれないのですが、最近、当事者団体だったりとか、家族会というようなものが各地でできているようですので、そういった組織を協議会の中に入れるかどうかという議論もありつつも、彼らの意見を聞く場、あるいは交流の場を持つということも重要なのかなと、今のお話を聞いて思いました。

古賀座長

当事者団体も非常に増えたのですけれども、関わり合いというのですか、例えば非行少年の場合でも、家族の方々にいろいろな薬物のお話を聞いていただくようなことが始まったりしている。当事者性というのは重要だというのですが、そこら辺はまだ線引きとか、関わりのきちんとしたシステムには十分になっていないかと思います。

鈴木構成員

やはり説明を伺っていても、当事者性というところなのですけれども、例えば、高校中退のリスクがあるというところにもう少し厚労がサポートをする。でも、どのように本人にアプローチしているのかというところで、例えば高校中退に関して言えば、東京都教育委員会にはもっと優れた報告書があって、それは座長でいらっしゃる古賀先生が御指導をなさった調査ですけれども、中退した本人にインタビューに行っている。中退した本人の本音を引き出せるというところがすごく大切だなと思っているのです。

そのときの報告書を読むと、例えばニートやひきこもりだった人が正社員になっていたり、家事・育児をやっていたり、様々なカテゴリーの中で、どんなことがあったら中途退学しなかったかということも聞いているのです。

その全てのカテゴリーの上位に、規則正しい生活ができるという回答があって、報告書の中で、東京都教育委員会は基本的な生活習慣の未習得というような言い方をしているのです。

例えば、一人一人にアプローチしていく大切さというのを、だから、アウトリーチが進んで、きちんとそういう本音を引き出せるような体制をどう作っていくかというのが、今後、課題になるだろうなというのを伺っていて感じました。

古賀座長

厚労省が先ほど御説明の中でおっしゃっていましたが、就労支援についても、困難な度合いに応じていろいろなプログラムを作り始めていますよね。

厚生労働省

各サポステ、各NPOとか、株式会社でありますとか、いろいろやり方はあるのですが、先ほどおっしゃったように、医療的ケアが必要だとか、障害の問題とかがあるので、グループワークとかいろいろやっていますけれども、もちろん、その人用に開発するかというよりは、今のプログラムのどれが適切かなと当てていって、その中で課題が見つかってくると、例えば、本人に医療機関の受診が必要であれば、したことがないというところに受療してもらってリファアをしていくとか、そういった形でそれぞれ工夫をしているとは聞いています。個別にそれぞれその人ごとに開発するという事はないかもしれませんが、そういう意味では工夫をされていると聞いております。

古賀座長

今、発言していただいたのは、それが結構重要で、学校にもかなり影響してきていて、今、自立活動というのが発達障害の人向けに学校でも展開されてきているのですが、そのプログラムの一部は、就労支援等で使っているもの、コミュニケーション能力とか、そういうものを応用しているケースがあるのですけれども、このようなものは、情報が流れてくると、非常に有効性の高いものがあるということを示して、そこを我々はまだ十分理解していないかなと思いますので、今、鈴木構成員からお話があったように、もう少しその具体例を教えてくださいということが必要かなと思います。

近藤構成員

ひきこもり問題に関して、すごく各論的なことなのですが、時々事件が起きます。川崎のような特異な事件はまたちょっと別にするとしても、保健所とか警察に相談しているながらも、家族内で防げない殺人というのが、数は少ないのですけれども、起きています。全国ニュースにならないものも含めると、そこそこの数が起きています。

以前からそういうケースが繰り返されているのですけれども、これといった対策がない。支援技術からするとかなり難しい課題なのですが、そろそろ本格的な話題にしないといけないのではないかと考えていますが、具体的にはやはり研修なのではないかと思っています。

古賀座長

そういう、ある種のキレるリスクみたいなことに対する対応というのでも考えなければいけないところはありますが、ただ、全体的にはそういう問題があるとしても、まずは、その要素を含んだ人たちへの全体的な相談体制とか、支援体制が要るのではないかと、今、近藤構成員がおっしゃっていることを頭に残した上で、議論をしていただくということかと思っています。

門田構成員

高校中退の話が出たので、少し言わせていただきたいと思いますが、高校中途退学への切れ目のない支援で、高等学校からサポステへの連携強化のことで、実態を見てみると、課題を2つ感じるのです。

1つは、先ほどあったように、個人情報の問題があるから、やはり高校側が中途退学の名簿を出してこないと思うのです。出してこない背景としては、高校側がサポステという役割を十分理解していない場合があるというのが1点あります。

一方で、連携強化をしていく上で高校側の誰が担当するのか。生徒指導がするのか、進路指導がするのか。ところが、高校の先生方は、そこに役割がないと、連携強化だからといってなかなか進まない。切れ目がないとなると、そこに仲介役が当然必要になるかと思うのです。

1つは、確かにソーシャルワーカーというのはやはり大きいのだと思います。現実的には、義務教育でスクールソーシャルワーカーの数が増えていますけれども、高校の場合は進路という大きな問題がありますので、義務教育の課題とはまた違ったアプローチが必要になります。

確かに人材養成は追いついていないのが現状かと思いますが、本人、御家族の了解の上、やはりサポステにつないでいかないといけません、そこを高校の先生方が戸惑われたら連携強化に行かない。

実際に高校に都道府県が自らの予算でされているスクールソーシャルワーカーの事業を見てみると、高校の場合、やはりスクールソーシャルワーカーを介して連携強化の流れが進んでいるところもあるので、ぜひそういう対策も考えていただければと思っています。

古賀座長

連携をということで、ちょっとだけ加えますが、進路未決定者のほうも実は結構大きな問題を抱えていますよね。中退は表に出てきますが、意外にこちらの問題も深刻ですよ。卒業はしてしまっているけれどもという人たちもいますから、今のことはそういう人たちにもかぶってくるかと思っています。

門馬構成員

先ほど鈴木構成員から当事者の声という話があったので、少しでも触れさせていただきたいと思うのですが、今回のこの委員会もそうですし、この施策も含めて、子供たちの声をどうやって反映していくのかということをもう一度考えるべきだなと改めて思っています。

児童虐待防止法の改正もあって、2年以内に子供たちの意見を表明できる形をしっかりと作りなさいというのが児童虐待防止法の文脈の中ではうたわれている中でいくと、コミッショナー制度みたいな話であったりとか、あるいはアドボケートみたいな話という

ところも、子供・若者の体制の中でもしっかり議論されていくべきものなのではないかなと思っています。声を上げられない子たちがたくさんいるということを、しっかり私たちが気づかないといけないと思っています。

古賀座長

子供の人権の問題とかはまだ十分扱っていませんが、そういう問題とも絡んでくると思います。

一旦ここで中断させていただいて、議事1としてはここで終了ということにさせていただきます。

今回、関係府省につきましては、ヒアリングに対応していただいて、誠にありがとうございました。

(休 憩)

障害等のある子供・若者の支援

上記について、大綱の記載を事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

障害等のある子供・若者の支援(資料5)

文部科学省

まず「障害のある子供・若者の支援」ということに関する話でございますが、最初にございますように、御承知のとおり、学習指導要領の改訂が行われまして、来年4月から本格的に始動ということでございますが、その中でも、特別支援教育の充実については、しっかりと記載したところでございまして、教員の専門性の向上ということで、研修や講習会等の充実を図っているところでございます。更に、外部人材の配置ということも進めているところでございます。

更に、個別の教育支援計画ですとか個別の指導計画につきまして、特別支援学級の在籍及び通級による指導を受ける児童生徒全員についても、作成することとしております。

また、この支援計画の作成につきましては、本人・保護者の意向を踏まえつつということでございますけれども、関係機関等との必要な情報の共有を図らなければならないという形で、規則も一部改正いたしまして、切れ目のない支援に向けた取組を推進しているところでございます。そういったところで、コーディネーターの配置等々も行った

りしているところでございます。

次の でございますが、平成30年4月に、高等学校等における通級による指導の制度化を目指しまして、障害のある生徒の学びの場を拡大したというところでございます。

その次ですけれども「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づきまして「心のバリアフリー学習推進会議」というものを開催いたしまして、平成30年2月には交流及び共同学習の一層の推進に向けた方策についての提言を取りまとめ、それに基づいている施策の充実を図っているというところでございます。

その次の ですが、これはスポーツの分野でございます。本年度から、地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用して、個人利用を容易にする事業モデルを構築しております。

これは6ページに実際の促進事業の絵がございますけれども、障害者のスポーツの用具というのは、入手がなかなか困難だったり、高価だということがございます。こういったところで、不要な方、用具技術者、利用者の3者をマッチングして、リユースをしながら活用いただくというようなエコシステムを作るためのモデル事業を始めたところでございます。

次に「発達障害のある子供・若者の支援」ということでございますが、平成28年6月の改正発達障害者支援法を踏まえまして、通常の学級も含めまして、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援の充実を図る取組を実施しているところでございます。

実際、校内委員会の運営、特別支援教育コーディネーターの活用、個別の教育支援計画の策定・活用等、教育委員会や学校等における教育支援体制の整備のためのガイドラインを作成して、周知しているところでございます。

次に「障害者に対する就労支援等」についてでございますが、これにつきましても、先ほど申し上げました学習指導要領の改訂におきまして、キャリア教育に関する規定を充実しているところでございます。

実際に特別支援学校の高等部や高等学校等におきましては、福祉や労働等の関係機関と連携しながら、キャリア教育・就労支援が行われるように、就労支援コーディネーターの配置に係る支援を実施しているところでございます。

一番下、最後に「障害者に対する文化芸術活動の支援」ということでございますが、全国高等学校総合文化祭におきましては、特別支援学校の生徒による発表の場を提供しております。更に、事業としまして、小・中学校等に障害のある芸術家等を派遣して、車椅子ダンスの披露・体験等の機会などを提供しているところでございます。

一番下の でございますけれども、法律ができて「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」というものを本年3月に作成しました。それに基づきまして、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示を積極的に実施しますとともに、文化庁のほうで助成対象として採択しました映画作品、それから、劇場や音楽堂等で公演される実演芸術につきましては、バリアフリー字幕ですとか音声ガイド制作、こ

ういったことをやっていただけるように支援を行っているというところでございます。

おめぐりいただきまして「(2)取組の進捗に係る自己評価」の部分でございますが、御承知のとおり、特別支援教育を必要とする子供が非常に増加しているということを踏まえまして、学習指導要領改訂等による指導の充実や通級による指導の制度化、こういった取組をこれまで実施してきているところでございます。

個別の教育支援計画・指導計画の作成率についても向上しておりますので、切れ目のない支援の実現に向けて着実に進捗していると考えております。

2つ目の については、今申し上げました個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、個別の指導計画が作成されている児童等の割合ということで、これも平成28年度と平成29年度の数ではございますけれども、こうした支援計画について、同様の割合でございますが、これも平成28年度に比べて平成29年度は伸びているという状況がございます。

「(3)現在の課題と今後の方向性」ということでございますけれども、これにつきましては、申し上げましたとおり、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、今後ともこういった取組を推進していきたいと考えておりますし、文化芸術につきましては、法律ができておりますので、こういった法律に基づく国の計画に基づきまして、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講じていきたいと考えているところでございます。

厚生労働省

資料の15ページをお開きください。

まず「(1)大綱策定から現在までの主な取組」ですけれども「発達障害のある子供・若者の支援」につきましては、発達障害者支援センターにおいて相談・発達・就労支援や情報提供などを行うとともに、各地域において発達障害者地域支援協議会の設置、発達障害者地域支援マネジャーを配置することによって、各地域における支援機能の強化を図っております。

また、乳幼児健診につきましては、平成30年度に調査研究を行いまして「乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援のための取組事例に関する調査研究報告書」を取りまとめたところでございます。

次に「障害者に対する就労支援等」につきましては、福祉施設等の利用者を始め、就職を希望する障害者一人一人に対して就職から職場定着まで一貫した支援を行うため、障害者向けチーム支援を実施したほか、様々な障害の対応やニーズを踏まえた職業訓練を実施しております。

また、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、一般就労への定着実績や、工賃実績等に応じた報酬体系とするとともに、予算事業といたしましても、工賃向上計画支援等事業の実施によりまして、就労継続支援B型事業所等の工賃向上に取り

組んでいるところでございます。

次に「障害者に対する文化芸術活動の支援」につきましては、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図るため、平成29年度より障害者芸術文化活動普及支援事業を開始するとともに、平成31年3月に障害者文化芸術活動推進基本計画を策定しております。

最後に「慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援」につきましては、都道府県等におきまして、小児慢性特定疾病児童等及び家族からの相談や、関係機関との連絡調整及び利用者との橋渡し等を行うため、小児慢性特定疾病児童自立支援事業を実施しております。

また、難病患者に対する就労支援につきましては、ハローワークに様々な難病の特性に応じたきめ細やかな就労支援を行う難病患者就職サポーターを配置いたしまして、難病相談支援センター等と連携して、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っております。

続きまして「(2) 取組の進捗に係る自己評価」についてですけれども「発達障害のある子供・若者の支援」につきましては、発達障害者地域支援協議会の設置数、発達障害者地域支援マネジャーの配置数ともに、平成27年度と比べて増加をしております。

次のページになりますけれども「障害者に対する就労支援等」につきましては、ハローワークを通じた障害者の就職件数が平成30年度において過去最高を更新するなど、障害者向けチーム支援事業の一定の成果を上げておると。更に、就労継続支援A型、B型事業所における工賃・賃金や、一般就労への移行者数についても、平成27年度から29年度の実績のとおり、年々増加をしております。

「障害者に対する文化芸術活動の支援」につきましては、障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体が年々増加するなど、支援の取組が進んでいるところでございます。

「慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援」につきましては、全国約9割の自治体におきまして自立支援事業での相談支援事業が行われており、難病患者就職サポーターによる就労支援等の実施によりまして、ハローワークを通じた難病患者の就職件数は、平成30年度において2,476件と過去最高を更新してございまして、難病患者の雇用は着実に進展をしているところでございます。

最後に「(3) 現在の課題と今後の方向性」ですけれども「発達障害のある子供・若者の支援」につきましては、発達障害者地域支援協議会の未設置自治体等に対して設置等を促していくなど、引き続き地域支援機能強化の推進を図るとともに、先ほど申し上げました乳幼児健康診査における調査研究報告書を自治体に周知し、当該報告書にある好事例の取組の横展開を進めているところでございます。

「障害者に対する就労支援等」につきましては、ハローワークによる地域の関係機関との連携を一層強化するとともに、引き続き個々の障害特性に応じたケースワーク方式のきめ細やかな就労支援を実施するほか、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会の確保に努めてまいります。

また、障害のある方が活躍できる社会を築くため、引き続き就労継続支援B型事業所

等における工賃・賃金向上や、福祉から一般就労への取組を進めてまいります。

「障害者に対する文化芸術活動の支援」につきましては、平成31年3月に策定いたしました障害者文化芸術活動推進基本計画に基づき、鑑賞の機会の拡大等の施策を推進してまいります。

最後に「慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援」につきましては、各都道府県等における相談支援事業以外のその他の任意事業は、全体的に実施率が低いということで、好事例の横展開等によりまして実施率を向上させるほか、難病相談支援センター等の関係機関との連携を一層強化するとともに、引き続き難病患者の特性に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

2) 意見交換

相原構成員

障害のある子供・若者への施策の御説明をいただいたかと思います。それぞれの困難を有する子供さん等に対する施策ではなく、一般的な話になってしまうのかもしれないのですが、困難を有していない子供に対して、障害者権利条約であったり、法教育として、障害者差別解消法についての教育はなされていますか。障害というのは、いつどこ、どういう形で自分の身にもあるかもしれないし、家族にもいるかもしれないし、とにかく障害者の問題を、自分のこと及び友達のこと、みんなのことのように考える、法教育、人権教育という観点での施策はあるのでしょうか。

昨今の状況からして、当事者の方が権利獲得のためにすごく頑張っておられるというのを、実績としてありますし、今、各施策ができているのだということは非常に認識しているのですが、そうではない、他人事と思っている人たちに対する教育というのが非常に重要なのではないかなと思っていますので、その辺のところを教えていただければと思います。

文部科学省

今日は学習指導要領そのものの担当が来ていないので、具体的な事例までは出せないのですが、当然、学習指導要領の中でそういった面も強調しているところがございますので、あとは、教材だとかの作成は行っているところなのですが、具体的な事例を持ってきていないのです。

文部科学省

1点補足をさせていただきます。特別支援教育課でございます。

資料の中にも書かせていただいておりますとおり「心のバリアフリー」ということで、交流及び共同学習、障害のあるお子さんとそうでないお子さんが交流をしながら一緒に

学ぶ中で、障害に対する理解を促進していくという取組をこれまで実施してきているところでございます。

門田構成員

策定の中にはないのですが、特別支援学校における子供たちにおいても、児童虐待、ネグレクト、高等部における不登校問題はとても深刻になっています。特にこの関係においては障害のある子供さんであるので、ネグレクトになると、なかなか声を上げることができません。

例えばある肢体不自由の子供さんの場合、保護者がネグレクトで、その子はオムツをしているわけですが、ほとんど保護者がオムツを替えないわけです。そうすると、土日を過ごしてくると、月曜日の朝に学校に来たときにはとてもお尻のただれがひどい状況である。ましてや夏休みに入ってきたら、どうなるのかという危機感があるところもあります。

そうしたときに、やはりそこに、スクールソーシャルワーカーになりますけれども、私の特別支援教育コーディネーターの全国調査では特別支援教育コーディネーターは教育の専門職であり、福祉の専門職ではないので、実際、障害者総合支援法の知識も含めても、関係機関や福祉的機関との連携はどうしても不得意があるという結果がみられています。

だから、特定支援学校ではスクールソーシャルワーカーのニーズがとても高いのですが、政令指定都市では特別支援学校にはスクールソーシャルワーカーを派遣しているのですが、特に都道府県立の場合は、なかなかスクールソーシャルワーカーへの派遣予算を捻出することが難しい。しかし、特別支援学校の子供たちへのネグレクトなどは命と関係しますので、特別支援学校ではスクールソーシャルワーカーへのニーズがとても高い状況にあります。

藤川構成員

私は附属中学校長をしておりますので、一応、学校現場にいる立場からちょっとだけ申し上げたいと思います。

総務省からの勧告でも発達障害児の早期発見というのが一つ課題になっていますけれども、チェックリストということだけが論点になっているようでございます。ただ、チェックリストに当てはめて見つけるということよりは、今の門田構成員のお話にもありましたけれども、虐待の問題であるとか、いじめ被害であるとか、様々な生徒指導上の課題が出てくる中で、ちょっと発達障害傾向にあるかなというお子さんがクローズアップされてくる。

その中でどういう支援をしていこうかということで、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーなどとチームで対応する中で、やはり発達障害という面からも

アプローチしなければいけないのではないかと。では、どうやって病院と連携しようか。保護者に説得をして、どうやって病院とつなごうかという話になってくるといふことが多いのかなと思います。

そういった学校現場で課題に対応しながら、発達障害という事柄についても扱っていくというルートについて、余り議論がされていないような印象を受けますので、別のことはあるのかもしれませんが、ぜひ早期発見というテーマの中でも、学校現場の複合的な課題に対応する中での発達障害という項目へのアプローチというものを位置づけていただいて、今後、施策を進めるとか、評価を進めるとか、そのようにしていただけるとありがたいなと思います。

古賀座長

発達障害の発見の問題にどうしても行き過ぎるということですよ。ですから、今のお話のように、発達障害理解というか、そういう問題が必要ではないか。

これは大学にとっても結構深刻ですね。大学は今まではそうではない人を集めているような気持ちの中でやってきましたが、うちなんかでも1年生に発達障害のチェックをかけたりすると、想像できない比率に到達しているものですから、非常に深刻に我々は受け止めてしまうのです。特にゼミ活動などが非常に困難だという指摘が多くなってきているということもあります。

ですから、そういう意味では、相互に理解がないと、要するに、メンバー相互が分かっていないと進まない活動があると思います。

柿野構成員

全国の消費生活センターに寄せられる相談の中で、最近、やはり障害がある方、あるいはどちらか判断が難しい方からの相談が増えているかと思ひます。

ご報告の中に、障害者に対する就労支援ということで、平均賃金が向上しているというお話がありましたが、そのお給料が、事業者にだまされて、吸い取られてしまっているという実情も一方であると思ひます。そのように考えますと、就労支援をしながらも、消費者としての自立支援というような観点からも、より一層支援を充実していく必要があるのかなと感じます。

また、18歳成人ということもありますので、民法が改正されるという大きな流れの中で、消費者庁のほうでは『社会への扉』という冊子を作成して、全国の高校生が活用するという方向性がありますが、障害のある方への対策が不十分ではないかなということも常日頃感じております。

この夏も先生方の研修会にたくさん行かせていただきましたが、特別支援学校の先生が積極的に参加して下さっていたのが印象的でした。そういった先生方がより充実した教育ができるよう支援を拡充していただきたいと思ひます。

定本構成員

私は、文部科学省のほうにちょっと申し上げたいことがございます。

本当によくやっていたらっしゃるのはよく存じています。発達障害支援についても、すごく予算が入っていますし、それから、高校の通級とか、本当にいろいろなことをなさってまして、現場の先生方はすごくよくやっていたらっしゃることは、本当によく存じています。でも、なぜこう効果が上がらないのか。不登校が増え続けていますし、学校教育の後のひきこもりも増え続けています。

先ほどひきこもりの直接の原因は不登校だけではないのでとおっしゃったのですが、それはそうですけれども、小学校、中学校、高校で楽しく一人一人が大事にされた学校生活を送ったら、未来は全然変わってくると私は思っています、学校ができることは本当に多くて、小学校、中学校、高校の先生は、今ここでの子供たちへの教育がこの子の生涯をどのように支えていくのかということを実感しながら、何が大切かということをお忘れずにいていただきたいのです。

その一つとしては、平成30年4月から高校での通級をお始めいただいて、私もちょっと見学させていただきましたがけれども、何をしたいかがよく分かっていらっしゃらない。何が大切なのか。

その学校では何と字の書き方をやっていたらっしゃった。字の書き方というのは、それは字は下手だろうけれども、小学校のときにやればいいわけで、高校の時点でこの子に何が大事か。これから進路とか、社会へ出ていくこの子に何が大切かということを実感に考えなければいけない。

一方で、東京都でわざわざ不登校の子のための公立高校を作ったということがありまして、そこから歩いて5分のところにサポステがあるのです。当然、サポステもかなり連携して、居場所をつくっていきましょう、御協力させてくださいみたいに言ったら、管理職が「いや結構です。学校でやります。学校の部活でやります」と言って、何を考えているのだらうと思ったのです。

教育の専門家として教育を本当に頑張っていていただく一方で、今の学校の中で、従来の学校教育の持つスキルや知識では到底うまくいかないことがいっぱいありますから、やはり私どもスクールソーシャルワーカーがなくては立ち行かない現状だと思っています。

スクールソーシャルワーカーを常勤で置いたら、お金がかかってとか、予算のことを言われるのです。でも、常勤のスクールソーシャルワーカーを高校とかに置くと、絶対に先生の鬱は減るのです。

先生がよく分からないことをいっぱいいろいろやって、保護者に叱られながらも家庭訪問を毎日繰り返して、それで、医療の連携も全然分からなくて右往左往されている時間がさっと減りますから、過労で家で倒れて休職になる先生方も絶対に減るのです。そ

うしたら、経済的にももっと大丈夫だと思うので、本当にスクールソーシャルワーカーは必須だと思っているのです。

古賀座長

スクールソーシャルワーカーについては、ちょっと確認ですが、教員に対する発達障害の研修というのは充実しているものなのですか。つまり、今のお話のことはもちろんそうなのですが、どうなのでしょう。

文部科学省

スクールソーシャルワーカーではなく教員一般に対する理解促進、専門性の向上という観点でよろしいでしょうか。

古賀座長

はい。ちょっとお聞きしておいたほうがいいかなと思ったのですが。

文部科学省

そうですね。おっしゃるとおり、高校通級も始まりまして、特別支援教育に係る教員の専門性向上というのは、大きな課題であると我々も認識をしております。

我々としましても、指導者の養成講習会ですとか、特別支援教育自体の理解啓発ですとか、教員の方々の専門性向上に係る施策については、認識しているところでございまして、こうした施策を通じて、おっしゃるとおり、教員の専門性向上、生徒さんの支援に取り組んでいきたいと思っております。

古賀座長

ということで、研修とかもやりたくなってくるのですが、正直言いまして、大学なんかでも非常に疑いの気持ちが行先するのです。学生がこういうことをするのは、そういう障害なのではないかなと。それでもって、その対応をすることへ行くわけですよね。

つまり、事実確認とかができにくくて、だけれども、すごく心配するわけです。正確な理解より先に、そういう不安と心配が教える側に蔓延しているのです。ですから、そこがやはり何かの形で解消されないと、ここで言ってくださっているような次のステップになかなか行けないかなと思ったもので、確認させていただいたということです。

奥山構成員

先ほど障害を持っているお子さんの虐待の話が出たのですが、実は私も日本子ども虐待防止学会の理事長をさせていただいて、やっと障害児に対する虐待の調査とか、そういうものに学会としても乗り出していて、昨日もその会議があったのですが、行

政が障害福祉部というのと子ども家庭局と、局が全然違うわけですよ。

子ども家庭局のある専門委員会で、障害児をやっている方を入れてほしいという要望が座長からも委員からもあったのですが、局が違うから入れられないということで、入らずに終わっているという現実もあります。

例えば障害の入所施設などは、40%ぐらいが虐待家庭のお子さんなのですよね。それはどうしてかということ、ノーマライゼーションが進んできているので、どうしても施設に入らなければならないというのは、家族の問題が主体なのです。結局、児童福祉施設にもかかわらず、調査もそこまで行き届いていなくて、養護施設とか、そういう調査だけして、障害児の施設が同じような調査をされていないとか、本当に縦割り行政の分断化というのがすごく大きくあるのだなということが、こういうところに突っ込んでみるとよく分かるというのがあります。もう少しその辺の連携をしていただけないか。できたら、一緒になってほしいなというのもあるのですけれども、その辺をちょっと伺いたいと思います。

厚生労働省

組織をどうするかというのは、私が答える立場なのかどうかはちょっとよく分かりませんが、私も日頃から障害児の担当をしておりますので、例えば今のお話にあった虐待の話、障害のある子供はリスク要因になっているということは、これはもう虐待の分野では常識でございますし、親御さんに障害があったりというケースも多いと承知しております。

我々も日頃から、厚生労働省でいえば、子ども家庭局の家庭福祉課であったり、そういったところと連携をとりながら施策を進めているところでありますけれども、やはりまだ十分に連携ができていないようなところもあるのだらうと思っていますので、これからも引き続き一緒にやっていけるように努力をしていきたいと思っています。

古賀座長

ちょっとだけ言っておくと、障害者であるか、ないかということは、高校などでも大変問題でして、手帳を持つか、持たないかの線引きはいろいろなことに関わってしまってしまっているのです。正直申しまして、障害者雇用の対策がございますから、やはりこれとの兼ね合いも高校現場では非常に切実になっているのです。

というようなことで、障害者であるか、ないかというほうが先行してしまう部分と、でも、実態として障害的現象があるということ、グレーな状態とがちょっと分離してきてしまっているところがあるのです。

ですから、そこが非常に難しく、従来のように障害というものを外形的に捉えていくのとは違うので、先生たちにも非常に迷いや不安があるのですね。今のこともお聞きしていて、そこを思いました。ですから、相談に行ったものやら、行かないほうがいい

のやらとなるということです。

谷口構成員

今の発達障害のことで、先生に言及いただいたところでいくと、先ほどのパワーポイントの資料の57を開いていただければと思います。

まさに義務教育段階の学校現場で、学級崩壊の原因になった子供さんが、実際、自立していくまでのプロセスを関係機関の関与を含めてフローチャートで描いたものがあります。結局、個別対応の限界は、まさにおっしゃっていただいたとおりで、このケース背景を見てみると、本人のみならず親御さん自身も発達の課題を抱えておられた他、アルコール依存、境界性人格障害など、様々な診断名が付くような厳しい状態でした。また、虐待発覚後は、おばあさんが養育を任せられて育てていたのだけれども、学校で次々と問題が起こるプロセスには、おばあさん自身の精神疾患であるとか、経済困窮であるとか、そういった問題が複合化していくというプロセスをたどっていました。こうなると、フローで示すように、様々な施策に基づく関係機関が、地域の方々も含めてこれだけの人たちが関わらないと、実は解決できない問題があるのだということなのです。

そういう意味でいくと、縦割りもいい加減にやめないと、とんでもない事態が生まれるよというのは、我々現場は分かっているわけです。そういう意味で、子ども・若者支援地域協議会というのは、そこに可能性を見出す仕組みであるのだろうと思うのです。

言うまでもなく、それぞれの部局は、それぞれ持っている施策の数であるとか、関連する法律を理解するだけでも大変な労力がある。やはり専門特化して知識を保有して頂く必要がある。でも、先ほど申し上げたように、現場が抱えるのは、複合的な問題ですから、現実的には、協議会の枠組を活用しつつ、現場でつないでいくしかないのだろう。なので、現場で縦割りを突破する仕組みをいかに担保していくのかというところが、子供・若者育成支援推進大綱が目指す方向性の一つなのだろうと、我々はそう考えています。

発達障害に関して佐賀市には、発達障がい者トータルライフ支援検討委員会が設置され、乳幼児期から人生の各段階に応じて、切れ目なく支援していく方策が議論されています。その中でも、入り口段階では、ひきこもり等、SOSの声を上げられない状態になっている当事者にしっかり手を差し伸べていこう。そのためのアウトリーチを誰がどのようにしてやっていくのか。ここが大きな課題の一つになっていくわけです。

年齢層も様々ですし、学校復帰を目指すのか、就労なのかで関わり方も変わってきます。特に発達障害の場合、障害特性に対する知識、支援の専門性という観点も必要なわけで、各分野で実施されるアウトリーチに携わる支援員が、それぞれが共通として求められる専門的ノウハウをしっかりと身につけた上で、安全かつ効果的にアプローチできる状況を作る必要がある。

先ほど近藤構成員がおっしゃっていただいたように、ひきこもり対策の方向性は、注

目されていますが、ノウハウ自体は、もともと医療障害分野で培われたノウハウと、青少年分野、関係性を分析して、それを重視してアプローチするもの、二つの文脈があるので、その長所を融合させて、それこそ再度エビデンスを積み直す過程で、新しい時代に求められる専門的ノウハウとして確立し、社会的に共有していく。そういう段階にあるのだらうと思います。そういう意味でいくと、内閣府アウトリーチ研修に関しては、それを体現して頂いているということで、非常に重要な役割を担っていると思います。

次に、支援の段階、伴走する段階の課題は、何といても人が足りないということなのです。やはり日常生活を支えるという観点がないと、特に発達障害、ひきこもり特性、様々な不応問題を抱えている人たちが自立するまでのプロセスは、伴走が難しい。日常的な経験を積み直す過程で対人関係スキルであるとか、メンタルヘルスであるとか、ストレス耐性を上げたり、認知的なゆがみを段階的に修正する必要があるからです。単にアドバイスをして「これがいいよ」「やります」で終わるわけではないわけです。となると、日常的に関わっていく、そういった人材というのが、果たして支援対象者に対して十分な人数が割り当てられているのか。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの話もまさにそうだと思いますが、困っている人たちを何%カバーして、何%の確率で状態改善をすれば、社会問題として軽減していくのか。現場の負担感と待遇も含め、もう一回トータルで見直していく必要があるのだらうということであります。

あと、出口段階に関しては、受け皿を一緒に作るしかない和我々は思っています。実際、発達障がい者トータルライフ支援検討委員会の中でも、我々が独自に創設した「職親制度」を発達障害者支援に携わる関係団体にも一部共有しようと提案しています。この職親制度とは、いわゆる不応問題を抱えている、特にひきこもりの若者たちを理解して受け入れて下さる事業主のネットワークで、運用に際しては、私共のNPOの専門支援員が同行し、認知行動療法を用いたプログラムを展開しています。先ほど実態調査の数字も御覧いただいたと思いますが、実際に診断を受けるの若者はわずかですが、4割近くは発達障害の疑いがあると最初の段階では見立てられてつながるわけです。

そうすると、就労の受け皿というところに関しては、それぞれの個別の課題で専門機関が開拓するだけではなくて、多様な働き方を受け入れられる事業所を地域に協働で確保していく必要があるのだらうと。ばらばらに開拓していても、どう考えても、この人口減少時代においては、人手も不足しますし、受け入れる事業主も減っていくということでもありますので、協働で開発していく視点も必要になってくるのだらうと思います。

最後に1つだけ。事業評価の仕組みについて。どうしても就労段階の事業評価となると、就職率であるとか進路決定率が主になってくる。このようなくくりでは、先ほどのような複合的な課題、深刻な問題を抱えている人たちが支援の対象から排除されるリスクが出てきます。

どうしてもプロポーザルで就職率が実績として求められると、重篤なケースは見ない、

分母減らしをしていくところが出てくるわけです。重篤なケースを見たら、結局、数字は上がらない。数字が上がらなければ、結局、受託漏れ、落とされるということで、本来支援すべき対象者がどんどん排除されていく。言うことを聞く人だけを支援するという不届き者が出てくるわけなので、社会問題を解決するために本当に必要な事業評価、指標は何なのだろうかということも、この委員会の中で注視する必要があると思います。

古賀座長

伴走型の支援とか、過程的なプロセスにおける支援がないと、この話は片付かないところが非常にあるということが改めてよく分かります。

久保田構成員

ちょうどお話しになっていた大学と発達障害などの障害を持った方との関わりなのですけれども、進学しやすい環境が整備されたことにより進学率も高まってきて、グレーゾーンの方とかも含めて、障害を持った学生の方が増えてきているのではないのでしょうか。

地方から出てきた子とかは特にですが、大学進学は環境の大きな変化にさらされる時期でもありますので、グレーゾーンの障害が顕在化したりとか、あるいは精神障害を発症したりとか、そういうタイミングでもあるのかなと。であったときに、正に大学での支援・協力、各種機関との連携というのも大事にして、フォローしないと、そういった若者が、意図せず産業界に取り入れられたりなど、悪意を持った人に搾取されてしまうということもあるかなと思っています。

古賀座長

本当に御指摘とおりだろうと思います。自立支援ビジネスとか、そういうものも大学生になると入り込んできてしまうものですから、きちんとしていかないと、お互いに不安という、先ほど私が申しましたが、それだけで動くということではいけないことがあるので、公的機関の在りようが大事になっているところがあると思います。

奥山構成員

先ほど座長がおっしゃったとおりだと思うのですが、障害かどうかと二分化するのではなくて、スペクトラムで考えなければいけないのではないかなと思うのです。

いわゆる定型発達といわれるお子さんでも、いろいろなお子さんがいて、そこから強度行動障害という、非常に厚い支援が必要となっているお子さんまでいろいろなお子さんがいて、また、その多様性もあるという中で、障害と一くくりにして考えるというよりも、1人の人間としての権利ということを最初に置かなければいけないのではないか

と思います。

そういう意味で、障害者の権利は障害者の権利であるのですけれども、一方で、全員の子供が持っている権利も彼らの権利として重要なのです。子どもの権利条約の中でも、障害を持っている子供は特別に配慮されなければならないとされています。ですから、全体の権利がある中で、配慮されなければならないのだという意識が必要で、やはり定型発達の子供と障害を持った子供を分けておいて、こちらの権利よというだけではないということをしっかり根付かせていかないといけないのではないかなと思っています。

古賀座長

そうではないかなと私も思っておりますが、ただ、今のお話はもっといろいろな問題を含んでいるかと思います。つまり、今回はちょっと扱いませんが、例えば性同一性障害のようなものはどうするのだと。中学校、高校段階では大問題ですが、では、更衣室すら男女に分かれていないような学校の現状の中で、どうするのだとなってくるとか、ダイバーシティというのがいろいろなところで見えてきてしまっているわけなのでよね。

ですから、そのことを、今、奥山構成員から御指摘いただいたことと重ねながら見ていかないとならない。ダイバーシティも尊重しなければいけないけれども、同時に、それを受けとめられるような体制はなかなか整備されていないということで、これは学校だけの問題ではなくて、あらゆる機関でそういう問題を抱え込んでしまっているかと思っています。

明石構成員

しっかり考えがまとまってはいないのでけれども、私も奥山構成員がおっしゃったことは非常に感じる場所がありまして、私も大学で授業を持っていると、身体的障害、例えば視覚障害、聴覚障害という方たちがいる時というのは、その方たちもきちんと受けられるような体制を整えようということになるのです。

そういう意味では、社会の受け入れ方をどのようにしていくのかというところでは、私は、障害の方がいらっしゃることによって、よりよい社会を作る一つの要因になるという捉え方をしていく教育があってほしいと思いますし、それは障害者理解というところがベースになっていると思います。

それから、それに対する対応をどうしていくかというハウツーの問題ですよね。そこも大変必要であって、先ほど座長がおっしゃったように、ダイバーシティとかユニバーサルサービスとか、言葉だけが先行して言われているにもかかわらず、実態は差別があったり、偏見があったりということが起こっているから、いろいろな問題が現象化しているのではないかなと思います。

それと、もう一つ、座長がおっしゃった身体的障害と精神的障害というところでいけば、精神的障害というものも、グレーゾーンの話がありましたが、非常に規定しにくい問題だと思うのです。

障害者手帳を持ってしまうことによって、その人の人生がどうなっていくか。これも大学でも相談されました。そのようなチェックで発達障害の兆候があると言われたのですが、どうでしょうかと。答えられない状況ですよね。ただし、それを障害と捉えるのか、個性と捉えるのか。それによっても、その人の受け入れ方というのは違うのではないかなと思ったのです。

早期の発見によって白黒つけてしまうということは、対応する側が分かりやすいという視点もあるのかもしれませんが、そうではなくて、いろいろな個性、大変重篤な人と軽度な人がいる中で、そういう部分でもう少しいろいろな個性を受け入れられる社会を作る教育というのあれば、ひきこもりの問題もそうですし、こうした障害の問題も、根本的なところが解決できて、もちろん重篤になったり、あるいは長期的なひきこもりになると、そうした社会ベースを整えるだけで解決できるような問題ではないと思うので、そこを分けていかなくはないといけないと思うのですが、傾向的にはどんどんそうした事例が多くなったり、社会の中で問題になってくるとすると、やはりベースのところでもっと力を入れていかないと、対症療法だけではなかなか解決できないという印象を持ちました。

ですから、文部科学省は、ぜひそうした障害者教育を通じて、優しい社会づくりの教育に力を入れていただきたいなと思います。

門田構成員

先ほどのひきこもりのところなのですけれども、知的障害とか、自閉症スペクトラム障害で若者の中でひきこもっている方もいらっしゃるのです。

でも、実際には、特に先ほどありました強度行動障害を持っている場合は、どこも受け入れ機関がないから、結局は家族が子供さんから攻撃を受けながら過ごしていらっしゃる実態が多々あります。

その中で、相談機関としては、障害者基幹相談支援センターになるのだと思いますが、多分、厚労省のほうになるのかもしれませんが、新たなキーワードとして、若者の支援の中に、もう一つ「家族支援」というキーワードも捉えていただければと思っております。

山縣座長代理

門田構成員のお話にも私は非常に共感するところなのですが、今まで議論になっていないところで1つだけ。

特に高等学校の段階において、半数以上が私立学校に行かれる状況下で、そこへの取

組が教育委員会から届きにくいという構造になっていますよね。大学等にもその状況で入学されてこれ、混乱することがあります。私立学校に対する取組も、どうすればうまくいくのか。入っているのだけれども、自立支援策が十分届いていないということについて、どうするかを考えていただきたいと思います。

古賀座長

先ほど門田構成員がおっしゃっていた家族支援の問題は、次回以降も少し、支援のいろいろな中身、それから、先ほど近藤構成員から大事な御指摘だった犯罪性の問題は、次回、課題・テーマとして設定したいと思いますので、またもう一度議論いただければと思っております。

ということで、限られた時間の中で、十分御発言できなかった先生方もいらっしゃるかと思います、一旦ここまでで今日の課題の議論は終わりにしたいと思います。

本当に長い時間お疲れさまでございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項がありましたら、お願いいたします。

谷口調査官

今回の会合でございますが、9月27日金曜日の9時30分からとなっております。場所は本日と同じこの会議室となります。

議題は、先ほどございましたが「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」「特に配慮が必要な子供・若者の支援」「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」が主なものとなる予定でございます。

本日の議事要旨につきましては、案ができ次第、皆様に送付させていただきますので、御確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

古賀座長

どうもありがとうございました。

今日は、活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。

今日のお話は、非常に今後にも関わる核心を抱えた問題でしたので、少し長い時間をとらせていただきました。

また次回も長目にとつたために、9時半からという大変早い時間の設定になっておりまして、私自身も多少の心配を抱えておりますが、ぜひ御参集いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。